

よくある質問コーナー

～盛土等規制法 21 条の届出について～

質問	回答
<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、令和 7 年 3 月 31 日までに当該工事が完了していれば届出は不要ですが、工事が完了した日はどのように判断しますか。</p>	<p>工事が完了した日とは、実際に工事の現場において計画のとおり に工事が完了した日のことをいい、各法令の工事の完了に係る届出 又は完了検査申請等の届出日又は申請日等のことではなく、当該届 出又は申請に係る書類に記載する工事完了日が該当します。</p> <p>① 都市計画法の開発許可を受けている工事の場合 「工事完了届出書（別記様式第四）」に記載する工事完了年月日</p> <p>② 建築基準法の工作物確認を受けた工事の場合 「完了検査申請書（十九号様式）」に記載する工事完了年月日</p>